

代理人によるマイナンバーカードの受領について

代理人(委任状)による受取は、マイナンバーカードの交付等に関する事務処理要領(以下[要領]という。)に基づき、次の1から13までのやむをえない理由により来庁することが難しい場合に限られます。

- 1 成年被後見人
- 2 被保佐人及び被補助人
- 3 中学生、小学生及び未就学児
- 4 75歳以上の高齢者
- 5 長期入院している方
- 6 障がいのある方
- 7 施設に入所している方
- 8 要介護・要支援の認定を受けている方
- 9 妊娠している方
- 10 長期出張している方など仕事の内容、勤務場所、勤務形態等の客観的状況に照らして交付申請者の来庁が困難であると認められる方
- 11 海外留学している方
- 12 高校生、高専生
- 13 社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、長期にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態であるなど客観的状況に照らして交付申請者の来庁が困難であると認められる方

仕事や忙しく本人が来庁できないという理由は、やむを得ない理由とは認められておりません。

申請者本人及び代理人の顔写真付きの本人確認書類をお持ちいただけない場合など、要領で規定する以下の要件が満たされない場合は、代理人による受領は認められておりません。

【代理人による受領の際に持参していただく書類】

1	本人のマイナンバーカード交付・電子証明書発行通知書兼照会書(はがき) ・代理人として委任される方の住所と氏名を記載欄に申請者本人が記入してください。 ・暗証番号欄に申請者本人が暗証番号を記載し、はがき表面の目隠しシールをはがし暗証番号が見られないよう貼布してください。
2	本人の通知カード(所持している方のみ)
3	本人の住民基本台帳カード(所持している人のみ)
4	本人の個人番号カード(再交付申請者のみ)
5	本人の本人確認書類【2(3)の中から次のア、イ、ウ又はエ】 ア Aを2点 イ AとBを1点ずつ ウ Bを2点、Cのうち写真付きの書類が1点 エ Bを1点、Cを2点(うち顔写真付きの書類1点)
6	代理人の本人確認書類【2(3)の中から次のア又はイ】 ア Aを2点 イ AとBを1点ずつ
7	本人が来庁することが困難であることを証明する書類 (例) 診断書、入院診療計画書、障がい者手帳、本人が施設等に入所している事実を証明する書類、介護保険被保険者証、認定結果通知書、母子健康手帳、査証の写し、留学先の学生証の写し、学生証、在学証明書、出張証明書、辞令書等勤務場所や勤務形態等がわかる資料、公的サービス等の従事者が作成する書類 ※本人が成年被後見人、被保佐人、被補助人、中学生、小学生、未就学児及び75歳以上の高齢者については不要です。